

秋田沿岸検討委員会

設立趣意書

平成12年4月に海岸法が改正され、“防護”だけでなく、“海岸環境の整備と保全”や“公衆の適正な利用”にも配慮し、バランスのとれた総合的な海岸管理が必要となった。

国は平成12年5月に、海岸の望ましい姿の実現に向けて、海岸保全基本方針を策定している。この方針は、海岸を国民の共有財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸保全の基本的理念とし、「防護」、「環境」、「利用」が調和し地域の特性を活かしてともに歩む海岸づくりを目指すものとなっている。

これに基づき、県は平成15年10月に、秋田沿岸海岸保全基本計画を策定しており、その中では“安全で美しい海岸空間の創出”を目指して、総合的な海岸保全をより一層推進していくものとしている。

このような背景の中、平成26年12月に海岸法及び関係政省令が一部改正され、海岸保全基本計画に定める事項として、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」が規定され、このことを含め平成27年2月に海岸保全基本方針が変更された。これに基づき、海岸管理者は、海岸保全基本計画を改定することとなった。

また、秋田県の海岸保全施設は、現在、建設後50年以上経過する施設は無いが、25年後（2040年）には7割に達するなど急速な老朽化が見込まれており、今後の海岸管理において、海岸保全施設の適切な維持又は修繕を計画的に行う長寿命化を検討することが重要となっている。

今般、秋田沿岸海岸保全基本計画の変更をはじめとする海岸保全に関する基本的な方針等の見直し及び計画の策定等を行うにあたり、学識経験者や行政関係者から幅広い意見をいただくため、「秋田沿岸検討委員会」を設立するものである。